

紺屋取締一件帖

林 寅 喜

(会員・佐伯市中の鳥)

『解説』

江戸時代の農民は、衣類や寝具に木綿以外の布地を用いることは禁じられていた。そこで彼等は自ら綿を育てて収穫し、糸を紡いで機を織り、布地を仕立て染めに出して縫い上げ、用途に応じて重用していた。

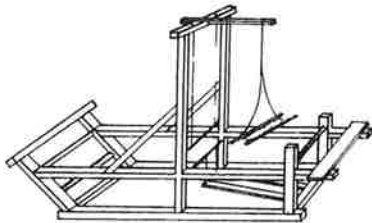
その染めを生業とするのが紺屋職人で、当時は何処の村でも二・三軒の紺屋があった。これ等は今でも各地に屋号として残っている。したがって、藩内には数多く紺屋があったと思うが、この職業が今日という許認可制度であったということは、この文書を解説して初めて知った。

そこで内容をさらに検討してみると、当時の農漁村で

は他の職業と比較して収入がよかったのか或いは安定していたのか、権利の貸借とか売買が、無許可で頻繁に行なわれていたようである。そこで藩は、これ等不法な取引を禁止すると共に、染色の濃淡など業務の内容まで指図して、価格を定め表示を義務づけるなど、厳しく取り締まっていたようである。

一方では係の役人を随時巡回させるなどの措置を講じたりして、今日監督官庁が行なう定期監査と同じような業務を昔もしていたという事実が、この古文書の解説によつて明らかとなった。こうした社会制度を考慮しながら読んでいくと、江戸時代における庶民生活の実態をより詳しく知ることが出来る。

古文書は、むづかしくて読み辛いとよく言われます。そこで多少でも読み易くなればと思ひ、原文に返り点(レ)一・二点を書き込んで見ました。参考になれば幸いです。



機織り器具

世に

一 御領内紺屋共、締らずの義儀

覚

去ル天保二卯年、御取締

御領内紺屋共、締らずの義儀

これ有、去ル天保二卯年、御取締

仰付られ候上、始めて御免札許可書

仰付られ候上、始めて御免札許可書

御渡相成候処、近年一統仲間全体

御渡相成候処、近年一統仲間全体

相緩ミ、種々猥敷乱れる義儀

相緩ミ、種々猥敷乱れる義儀

これ有二付、猶又、此節

左の通、御取締

左の通、御取締

仰出され候、

仰出され候、

候

一 天保二卯年、御渡御免札
 此節、残らず御引揚書改
 御渡二相成候間、町方は年寄
 共手前、在・浦（農村・漁村）は、大庄屋
 庄屋共手前え、急度（屹度）願
 置申べく、時々改方の者、差遣候間、其分相
 心得べく候、
 一 紺屋株、売買貸借の義（儀）、
 一 紺屋株、賣買貸借の義（儀）

一 天保二卯年、御渡御免札、

此節、残らず御引揚書改、

御渡二相成候間、町方は年寄

共手前、在・浦（農村・漁村）は、大庄屋

庄屋共手前え、急度（屹度）願

置申べく、時々改方の者、差遣候間、其分相

心得べく候、

一 紺屋株、売買貸借の義（儀）、

他村之而南俵屋一村の内
 惣領口成りしより之好め
 相分り居候ハバ、其度々双方より
 願書差出シ、願濟の上、紺屋
 職相始申べく、万一内分ないぶんにて、売
 買貸借など、不正の紺屋
 これ有候ハバ、向後きよご（今後）其株、御取揚
 仰付られ候間、兼てかね（予て）右様
 相心得居申べく候
 上 任官ありて事あり候
 右村の内辰巳

他村は勿論、假令たとひ（仮令）一村内にて、

親子兄弟たりとも、軒別

相分り居候ハバ、其度々双方より

願書差出シ、願濟の上、紺屋

職相始申べく、万一内分ないぶんにて、売

買貸借など、不正の紺屋

これ有候ハバ、向後きよご（今後）其株、御取揚

仰付られ候間、兼てかね（予て）右様

相心得居申べく候

付是迄御株賣
 又心付人指し一しは是迄
 御方御座と唱へ、せと
 御方御座と唱へ、せと
 也心付人指し一しは是迄
 御方御座と唱へ、せと
 御方御座と唱へ、せと
 御方御座と唱へ、せと

附（追伸） 是迄紺屋株売買

又は、貸借いたし候者ども、

跡（後）にて残藍と唱へ、長々

染物致居候向も、これ有

由、甚はなはだ以もつて紛まぎら敷わ、不埒ふらち（けしからぬ）の事

二候、向後（今後）残藍二ヶ月、

御用捨（容赦）仰付られ候間、

限月（期限）二至候ハバ、相止申べく候、

万一限月を過て、染物いたし

候ハバ、急度曲事（けしからぬから） 仰付

一 染物直段（値段）の義（儀）、兼て（予て）御定

候ハバ、急度曲事（けしからぬから） 仰付

藍玉諸色など、高直（高値） 又は

下落二相成候節は、其

度々、正路（正しい道） 二訴出べく候、

御吟味（取り調べ）の上、直段（値段） 御定

仰付られ候

一 法後深色 種類の外
 之 あり 不 行 之 子 深 色
 付 之 五 行 不 行 物 之
 相 定 不 行 不 行 物 之
 之 好 象 不 行 不 行 物 之
 位 之 不 行 不 行 物 之
 名 目 直 段 不 行 不 行 物 之
 申 べ く 候

一 御渡染色 (色見本) 種類の外、
(サンプル)

当時は種々手組み、染色

仕出し、直段 (直段) なども勝手二

相定め、受取候向もこれ有由、

甚はなはだ 紛敷まきらわしく、不埒ふらちの事二候、

これに依より、右御渡染色の外、

当時 専もっぱら 流出候色物・形物、染色

名目直段 (直段) など、追て書出

申べく候、

附(追伸) 兼て御停止仰付置かれ
 候通、在浦百姓共、不似合
 高直(高値)の染色、假令(仮令)頼
 参候とも、決して受合申
 間敷候、

一 染物直段(値段)、上下モ仰付られ、
 候節、是迄在浦紺屋共え
 両町(内船頭町)紺屋共より、通達_に及ばせ
 候得共、向後町方は、是迄
 の通相渡_し、在浦えは別段

書付相渡べく候間、右様

おりのり

附 追伸 御定直段 (値段) 書付写

取、町在浦紺屋共、職場え

張置かせ申べく候、

右の通り、此度御取締

仰付られ候二付いては、役人共

折々、紺屋共職場立廻り、

聊 (些)、心得違これ無、御法度 (掟として) (禁ずること)

書付相渡べく候間、右様

相心得申べく候、

附 (追伸) 御定直段 (値段) 書付写

取、町在浦紺屋共、職場え

張置かせ申べく候、

右の通り、此度御取締

仰付られ候二付いては、役人共

折々、紺屋共職場立廻り、

聊 (些)、心得違これ無、御法度 (掟として) (禁ずること)

筋堅(固)相守、正路二渡世

致べき旨、精々申付べく候、

猶、改方の者、時々差

廻、万一御法度相背候者

これ有候ハバ、急度(屹度)御咎

仰付らるべく候間、手堅(固)

相心得申べく候、以上

弘化三(一八四六)午年

十二月

高宮昭夫氏(会員・米水津村浦代)から提

供されたものです。

弘化三年十一月